

障がいのある生徒に対する体力測定結果フィードバックシート 作成に係るシステム構築業務委託仕様書

1 件名

障がいのある生徒に対する体力測定結果フィードバックシート作成に係るシステム構築業務

2 目的

障がいのある生徒（知的障がい・視覚障がい）の個々の体力を可視化し、個人の成長を支援するためのフィードバックシートを作成することで、パラアスリートを継続的に発掘し、自身の体力の指標及び体力向上の指針を示す。更にフィードバックシートを活用することで障がいのある生徒の体力・運動能力の向上と運動習慣の獲得を目指す。

3 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、受注者は以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 設計、デザイン、セキュリティ等、システム構築・運用の各分野において十分な経験・知見をもつ人員の確保

5 業務内容

障がいのある生徒（知的障がい・視覚障がい）の新体力テスト結果から、障がい区分・学年・性別ごとの平均値、偏差値等を算出し、具体的な体力向上策を含めて記載するフィードバックシート（以下、「フィードバックシート」という。）を自動で生成・出力するシステムを構築し、テスト運用を経て納品すること。

また、フィードバックシートは以下の要件を満たすものとする。

- (1) フィードバックシートの出力機能及びコンテンツ
 - ア 障がい種別は、知的（ダウン症含む）、視覚とすること。
 - イ 新体力テストの測定結果（身長、体重、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン（もしくは持久走）、50m走、立ち幅跳び、ハンドボール投げ）について、障がい種別・学年・性別ごとの平均値及び偏差値を記載できる機能を実装すること。
 - ウ 平均値及び偏差値については、レーダーチャートや図を用いた「評価グラフ」を作成するなど、視覚的に分かりやすい形式で測定結果の傾向を表示できる機能を実装すること。個人によって測定していない測定種目がある場合は、当該項目をレーダーチャート等から除外して作成する機能を有すること。また、障がい特性（特に視覚障がい）に応じたアクセシビリティ対応（例：音声読み上げ、代替表示形式）を行うこと。加えて、「色や星」を用いた表現など、視覚的に分かりやすく、障がい特性に配慮した複数の表現方法を検討・実装すること。
 - エ 個人が特定できる場合は、前年度の体力データとの比較を可能とし、個人の成長の度合いや変化を可視化する「成長グラフ」（レーダーチャートや図など）を生成する機能を実装すること。

- オ 測定種目ごとに、障がい種別・年齢・性別に合わせた評価と、測定結果に応じた測定種目ごとの具体的なトレーニング方法についてパターン化した助言を作成し、適切に記載すること。また、前年度の体力データとの比較ができる場合においては、生徒自身の得意・不得意な傾向や、体力項目ごとの体力の伸びが分かりやすい助言を作成すること。
- カ 障がい種別による代替測定種目（例：「ハンドボール投げ」の代替として「ソフトボール投げ」）が実施されている場合は、その代替種目での評価グラフ（偏差値グラフを含む）とトレーニング方法等を出力できる機能を実装すること。
- キ 総合評価として生徒の体力測定結果及び障がい種別、自身の過去のデータに基づき、今後の体力向上に向けた個別のアドバイスを生成・記載できる機能を実装すること。生成・記載するアドバイスについては、生徒の努力や成長を促すポジティブな表現とすること。
- ク シート裏面において、対象となるパラスポーツの紹介や、同じ障がいのあるパラリンピアン当時の体力測定の結果等、スポーツに関心や興味を引く内容を紹介すること。

(2) 作成区分

ア 知的障がいは以下の区分で作成すること。

- (ア) 中学1年生
- (イ) 中学2年生
- (ウ) 中学3年生
- (エ) 高校1年生
- (オ) 高校2年生
- (カ) 高校3年生

イ 視覚障がいは以下の区分で作成すること。

- (ア) 4月1日時点で12歳から14歳まで
- (イ) 4月1日時点で15歳から17歳まで
- (ウ) 4月1日時点で18歳以上

ウ ア、イともに男女別に作成すること。

(3) データ入力・管理機能

- ア Excel及びGoogleフォーム等の出力様式からのデータ取り込みに対応できる機能を実装すること。
- イ システムにデータを読み込ませた後、Excel形式での評価表出力に加え、印刷、及びPDF形式での出力に対応できる機能を実装すること。
- ウ 視覚障がいの方が容易に確認できるよう、出力したシートに音声読み上げ二次元コード機能等が充足した機能を実装すること。
- エ 提供された体力データを管理・蓄積できるデータベース機能と、蓄積されたデータを基に評価表を算出する機能を実装すること。

(4) システム管理・運用機能

- ア 作成したシステムは、フィードバックシートの項目ごとの記載内容（評価コメント、トレーニング方法、アドバイス等）を県側で容易に修正・更新できること。

イ オンラインでのデータ入力・出力機能を実装する場合は、維持・管理費も考慮の上作成すること。

ウ オンラインでのデータ入力・出力機能を実装する場合は、運用途中でオフラインでも機能するよう配慮すること。運用途中でオフラインにする際、費用がかかる場合は、その費用についても別途提出すること。

(5) フィードバックシート開発検討会議での報告とシートの修正

受託者が作成したフィードバックシートのプロトタイプ（評価グラフやトレーニング方法、アドバイスの文案等）について、県が設置するアドバイザー会議等で年4回報告し、アドバイザー会議での意見を反映し、県と協議の上、フィードバックシートを修正すること。会議の開催は4回を予定しているが、状況に応じて増減することがある。

【フィードバックシート開発検討会議（予定）】

令和8年8月頃	【令和8年度 第1回フィードバックシート開発検討会議】 福岡県庁 ○シートのプロトタイプの検討① ・シートの障がい種別及び平均値、偏差値の妥当性等 ・発掘に向けたデータ活用
令和8年9月頃	【令和8年度 第2回フィードバックシート開発検討会議】 福岡県庁 ○シートのプロトタイプの検討② ・助言内容の妥当性 ・シートの使いやすさ等
令和8年10月頃	【令和8年度 第3回フィードバックシート開発検討会議】 書面 ○シートのプロトタイプの検討③ ・第2回・3回を踏まえたレビュー ・その他 追加項目の検討
令和8年11月頃	【令和8年度 第4回フィードバックシート開発検討会議】 福岡県庁 ○フィードバックシートの最終レビュー

6 業務内容の要件

(1) システムの構成に関する方針

ア 福岡県サーバ統合基盤が提供する仮想環境、又はインターネットを経由したブラウザで利用可能なものとし、専用のソフトウェアのインストールが不要なシステムとする。

イ アクセシビリティについては、日本産業規格（JISX8341-3:2016）のウェブアクセシビリティ適合レベルAAを達成すること。

ウ 各種OS並びに標準的なブラウザ（Microsoft Edge, Google Chrome, Mozilla Firefox, Safari等の最新バージョン）からの閲覧に対応し、契約期間中の最新バージョンが公開された場合は無償で速やかに利用可能となるように対応すること。

エ 県が提供するサービスであることを明確にするため、サイトを運営する場合、本サイトのドメインには、原則としてpref.fukuoka.lg.jpのサブドメインを使用すること。pref.fukuoka.lg.jpのサブドメインの使用が困難な場合は、事前に発注者と協議すること。

オ 将来的に肢体不自由、脳性麻痺など、他の障がい種別の追加に対応できる最適なシステム環境・サービスを提供すること。

(2) 情報セキュリティ対策の実施

- ア 利用者の操作権限は、利用者の区分等に合わせ適切に制限すること。
- イ ファイアウォール等による適切なアクセス制限を実施すること。
- ウ 情報システムで導入するOS、ミドルウェア等のセキュリティパッチは定期的に適用すること。
- エ 緊急のセキュリティパッチは早急に適用可能とすること。
- オ ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを最新に保ち、ウイルス対策ソフトによるチェックを毎日実施すること。
- カ データのバックアップの取得を日次で実施すること。
- キ アクセスログは1年間以上保存すること。
- ク SQLインジェクションなど各種のサイバー攻撃を想定したセキュアコーディングを実施すること。
- ケ ログインパスワードは8文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種類以上を組み合わせるものとする。
- コ 外部公開サーバ上に機密情報を保存しないこと。
- サ 機密情報を含む通信は暗号化すること。
- シ 機密情報は暗号化して保持すること。

(3) 個人情報漏えい対策の実施

- ア システムの運用時・変更時に、作業内容や作業日時等が記載された作業報告を作成し、別のシステム管理者が確認すること。
- イ システム変更時、複数人で作業すること。（単独作業には事前承認、事後確認等の手続きを行うこと）
- ウ 不要なアカウントや権限を削除すること。
- エ 個人情報を外部に持ち出す際は、使用する記憶媒体等について事前に許可を求めること。
- オ システム管理者のアクセス履歴や操作履歴を定期的にシステム管理者以外が確認すること。
- カ 契約期間の満了や情報機器の処分のタイミングで、不要なデータを復元不可能な形で消去すること。

(4) システムの安定的な運営及び定期的な保守管理

- ア 障害又は災害発生時には、バックアップデータからの復旧等、速やかに対応措置を講ずること。
- イ システムの安定的な稼働を担保するため、サーバの稼働状況を常時監視すること
- ウ 不正侵入、不正アクセス等のセキュリティ監視を行うこと。
- エ 情報システムの利用者からの操作に関する問い合わせ、及び情報システムの管理者からの管理運用に関する問い合わせに対し、速やかに対応すること。

(5) 他社への引継ぎに関する要件

- ア 将来的に他社がシステムの保守・改修を行えるよう、汎用的なプログラミング言語、フレームワーク、データベース技術等を選定し、構築すること。特定のベンダーに依存する独自の閉鎖的な技術（ブラックボックス化）の採用は避けること。

- イ ソースコードには適切なコメントを記述し、可読性を確保すること。また、プログラムの設計思想や処理ロジックが第三者にも理解可能なよう、設計図書を整備すること。
- ウ 契約期間終了後やベンダー交代時に、次期受託者へ円滑に業務を引き継ぐため、必要に応じて技術的な説明会や引き継ぎ資料の作成等の支援を行うこと。

(6) その他

- ア 上記要件に加え、本事業の目的達成に資する独自の提案があれば、積極的に記載すること。特に、データ分析、評価基準の確立、個別フィードバックの質向上、システム運用の効率化、普及促進に関する創意工夫をすること。
- イ 契約締結後速やかに発注者と打合せを行い、仕様書に基づいた業務と具体的なスケジュールの設定も含めた業務実施計画書を提出する。
- ウ スケジュール管理を行い、発注者からの依頼に応じて随時開催される業務の打合せにて進捗の報告を行う。

7 成果物、納期及び納品場所

本業務における成果物を以下の納期までに、Emailや郵送・持参などの方法により提出すること。各納品物の納品方法の詳細は、その都度発注者と協議の上決定するものとする。

(1) システム設計書：設計段階

システム構成図、データベース定義書、画面遷移図など、各種システム構築にかかる設計をまとめた資料

(2) テスト結果報告書：テスト実施後速やかに

テストの実行結果を記録した資料、保守運用手順書（環境構築手順、障害発生時の対応手順を含む）、日本産業規格（JISX8341-3:2016）のウェブアクセシビリティ適合レベルAAを達成していることを証する資料

(3) マッチングシステム操作マニュアル：システム運用開始前

操作方法をまとめたマニュアル

(4) システム運用開始：令和9年1月（予定）

(5) 完了報告書：令和9年3月31日までに

本業務で制作したすべてのデータ及び業務の完了を報告する資料

8 機密情報に関する機密保持条件及び遵守する法令等

- (1) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- (2) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- (3) 県の承認なしに情報の持出しを禁止すること。
- (4) 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (5) 受注者は業務の履行中に受け取った情報を適切に管理し、業務終了後は返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- (6) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、発注者による実地調査が実施できること。

9 知的財産権の帰属

- (1) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て県に帰属するものとする。
- (2) 県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。
- (3) 受託者は県に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行中に受け取った情報を適切に管理し、業務終了後は返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

10 再委託の制限

- (1) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等について記載した再委託承認申請書を県に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- (2) 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- (3) 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (4) 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。